

利用上の注意

1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される「指定統計第10号」です。

3 調査の期日

平成13年工業統計調査は、平成13年12月31日現在で実施しました。

4 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる「大分類F - 製造業」に属する事業所（国に属するものを除く）を調査対象としています。

5 調査の方法

従業者30人以上の事業所は「工業調査票甲」、29人以下については「工業調査票乙」を用いて事業所の管理責任者の自計申告により調査しました。

6 集計項目

(1) 各統計表の集計は、横浜市内の従業者4人以上の事業所について集計しています。

(2) 事業所数は、平成13年12月31日現在のものです。

(3) 従業者数は、平成13年12月31日現在の常用労働者、個人事業主及び無給家族従業者を合計したものです。

常用労働者とは、次のいずれかの者をいいます。

期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者

重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(4) 現金給与総額は、平成13年1年間に、常用労働者のうち雇用者に対して、決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与額（常用労働者のうち雇用者に対する退職金、解雇予告手当及び出向・派遣受入者に対する支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額等）の合計額です。

(5) 原材料使用額等は、平成13年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費です。

原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額で、原材料として使用した石炭、石油等も含まれます。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の企業の工場等に支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃です。

(6) 製造品出荷額等は、平成13年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程からでたくずや廃物の出荷額及びその他の収入額の合計で、内国消費税額を含んでいます。

製造品出荷額とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成13年中にその事業所から出荷した場合の工場出荷額をいいます。

加工賃収入額とは、平成13年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品、又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対し受け取った、又は受け取るべき加工賃です。

(7) 製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品仕掛品額は、事業所の所有に属するものを帳簿価格によって記入したもので、原材料を他に支給して製造される委託生産品を含んでいます。

(8) 有形固定資産に関する数値は、平成13年の1年間における数値で帳簿価格によっています。

有形固定資産の取得額には、次の区分があります。

土地

建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

機械及び装置（附属設備を含む。）

その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等）

有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額です。

(9) リース契約額は、新規に契約したリースのうち、平成13年中にリース物件が納入し検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額です。

リース支払額は、平成13年中にリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計額です。

7 解説及び統計表中に使用している用語は、次の算出によっています。

(1) 生産額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

ただし、従業者29人以下の事業所については、生産額 = 製造品出荷額等としています。

(2) 付加価値額 = 生産額 - (内国消費税額 + 推計消費税) - 原材料使用額等 - 減価償却額
ただし、従業者29人以下の事業所については、付加価値額 = 粗付加価値額としています。

(3) 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (内国消費税額 + 推計消費税) - 原材料使用額等
平成13年調査より、従業者10~29人の事業所については有形固定資産の調査が5年毎
(西暦末尾0、5年)となったことにより平成12年までの付加価値額については、従業者
4~9人の事業所は粗付加価値額、従業者10人以上の事業所は付加価値額で集計してい
ます。

(4) 付加価値率 = $\frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100(\%)$

(5) 1事業所当たりの製造品出荷額等 = $\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$

(6) 従業者1人当たりの製造品出荷額等 = $\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{従業者数}}$

(7) 製造経費 = 現金給与総額 + 原材料使用額等

(8) 設備投資総額 = 有形固定資産取得額 + 建設仮勘定増加額 - 建設仮勘定減少額

平成13年調査から、消費税を除いた額で内国消費税額(酒税、たばこ税、揮発油税等)
を調査することとしたため、新たに設けられた調査項目の「製造品出荷額に占める直接
輸出額の割合」の数値を用いて消費税額を推計し(「推計消費税額」)付加価値額及び
粗付加価値額を算出することとしました。

8 統計表 ・ の使用上の注意事項

(1) 2表について

ア 年間延常用労働者数

従業者30人以上の事業所の常用労働者毎月末現在数の合計(1月から12月までの合
計)数と従業者29人以下の事業所の常用労働者(年末現在)数を12倍した数とを、合
算した数値です。

イ 現金給与総額のうち常用労働者

従業者29人以下の事業所の現金給与総額を含みます。したがって、「その他」は従
業者30人以上の事業所のみの数値です。

ウ 原材料使用額等のうち原材料使用額

従業者29人以下の事業所の原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費の合計金額
を含みます。したがって、「燃料使用額」、「電力使用額」及び「委託生産費」は従業
者30人以上の事業所のみの数値です。

エ 年初・年末在庫額

従業者30人以上の事業所のみの数値です。(3表も同様)

オ 減価償却額

従業者30人以上の事業所のみの数値です。(3表も同様)

(2) 4表について

ア 年末現在高

年初現在高 + 取得総額 - 除却額 - 減価償却額

イ 建設仮勘定の増加額、減少額及び増減

従業者30人以上の事業所のみの数値です。

9 統計表中の符号の用法は、次のとおりです。

- 「 - 」 該当数値のないもの
- 「 ... 」 資料のないもの、又は計算不能のもの
- 「 0 」、「 0.0 」 端数四捨五入による単位未満のもの
- 「 X 」 1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した箇所です。また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「 X 」で表しています。

10 数値の単位未満は、四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が必ずしも一致しません。

11 解説文中の産業3類型は、次のとおりです。

- 基礎素材型 ... 木材、紙製品、化学、石油、プラスチック、ゴム、窯業、鉄鋼、非鉄、金属製品
- 加工組立型 ... 一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械
- 生活関連型 ... 食料、飲料、繊維、衣服、家具、印刷、なめし革、その他

12 産業は、平成13年工業統計調査用産業分類により区分してあります。

また、統計表中の産業中分類(2ケタ分類)は、次のとおりです。

12 食料 ... 食料品製造業	23 ゴム ... ゴム製品製造業
13 飲料 ... 飲料・たばこ・飼料製造業	24 なめし革 ... なめし革・同製品・毛皮製造業
14 繊維 ... 繊維工業	25 窯業 ... 窯業・土石製品製造業
15 衣服 ... 衣服・その他の繊維製品製造業	26 鉄鋼 ... 鉄鋼業
16 木材 ... 木材・木製品製造業	27 非鉄 ... 非鉄金属製造業
17 家具 ... 家具・装備品製造業	28 金属製品 ... 金属製品製造業
18 紙製品 ... パルプ・紙・紙加工品製造業	29 一般機械 ... 一般機械器具製造業
19 印刷 ... 出版・印刷・同関連産業	30 電気機械 ... 電気機械器具製造業
20 化学 ... 化学工業	31 輸送機械 ... 輸送用機械器具製造業
21 石油 ... 石油製品・石炭製品製造業	32 精密機械 ... 精密機械器具製造業
22 プラスチック ... プラスチック製品製造業	34 その他 ... その他の製造業

横浜市には、「33 武器製造業」に分類される事業所はありません。

13 この報告書の数値は、後日、経済産業省から公表される数値と相違する場合があります。

14 この報告書の内容については、横浜市ホームページ「統計でみる横浜」でも御覧いただけます。(アドレス：<http://www.city.yokohama.jp/me/stat/>)